

坂井市文化の森・YURI文化情報交流館 施設利用料

1 基本利用料

(単位:円)

施設名称		基本利用料						超過時間 1時間につき
		午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	
		9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	18:00 ~ 22:00	9:00 ~ 17:00	13:00 ~ 22:00	9:00 ~ 22:00	
オクトー ン	平日	10,000	15,000	19,000	25,000	34,000	39,000	5,000
	土、日曜日・休日	13,000	19,000	23,000	32,000	42,000	48,000	6,500
シホー ン	平日	5,000	7,500	9,500	12,500	17,000	19,500	2,500
	土、日曜日・休日	6,500	9,500	11,500	16,000	21,000	24,000	3,250
ホワイエ		5,000	7,500	9,500	12,500	17,000	19,500	2,500
展示交流ホール		3,000	3,800	4,600	6,800	8,400	11,400	1,500
リハーサル室・特別控室		800	1,200	1,600	2,000	2,800	3,600	400
楽屋 (1室)	1・2・3・4	400	500	600	900	1,100	1,500	200
	5・6	600	800	1,000	1,400	1,800	2,400	300
会議室 (1室)	201・202・203	1,200	1,600	2,000	2,800	3,600	4,800	600
	204	1,600	2,400	3,200	4,000	5,600	7,200	800
和室(1間)205・206		1,600	2,400	3,200	4,000	5,600	7,200	800
茶室		1,600	2,400	3,200	4,000	5,600	7,200	800
YURI情報室		2,400	3,200	4,000	5,600	7,200	9,600	1,200
コミュニケーションパーク		8,000	12,000	15,000	20,000	27,000	30,000	4,000
芝生広場		2,000	3,000	4,000	5,000	7,000	7,500	1,000

【備考】

- 本表中「平日」とは、月曜日から金曜日((2)に規定する休日を除く。)をいう。
- 本表中「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
- 「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称を問わず、入場の対価として徴収するものをいう。
- 利用者の住所は、代表者の住所ではなく、団体、事業所等が行う活動又は営業の主たる拠点をいう。
- 利用者が入場料その他これに類するもの(以下「入場料」と言う。)を徴収する場合の利用料金は、当該基本利用料金に次の割合を乗じて得た額を加算する。

この場合において、額の異なる2種以上の入場料を徴収するときは、その最高の額を入場料とみなす。

ア 入場料が 1,000 円未満のとき	30%
イ 入場料が 1,000 円以上、3,000 円未満のとき	50%
ウ 入場料が 3,000 円以上のとき	100%

- (6) ハートピアホール、小ホールの利用者が営利、営業、営業宣伝その他これらに類する目的をもって無料で入場させる場合の利用料金は、当該基本利用料金に 100%を乗じて得た額を加算する。
- (7) 展示交流ホール、会議室、コミュニケーションパーク、芝生広場を営利を目的とする団体等が利用する場合の利用料金は、当該基本利用料金に 100%を乗じて得た額を加算する。
- (8) ハートピアホール、小ホールの利用者が催物に付随する形式での販売行為を行う場合は、販売行為によって売り上げた金額の 5%を乗じて得た額を加算する。
- (9) 前号以外で利用者が販売行為を行う場合は当該基本利用料金に 150%を乗じて得た額を加算する。
- (10) 市外に住所を有するものが利用する場合の利用料金は当該基本利用料金及び次表に掲げる附属設備利用料金にそれぞれ 40%を乗じて得た額を加算する。
- (11) 冷房又は暖房の設備を利用する場合の利用料金は、当該基本利用料金に次に定める割合を乗じて得た額を加算する。
- | | |
|--------------------|-----|
| ア ハートピアホール、小ホール | 50% |
| イ 展示交流ホール、ホワイエ | 40% |
| ウ リハーサル室、楽屋、その他の部屋 | 30% |
- (12) 宴席及びパーティ等、又は客席を撤収して利用する場合の利用料金は、当該基本利用料金に 100%を乗じて得た額を加算する。
- (13) 練習、準備及び後片付けのためホール(ホワイエ、展示交流ホールを含む。)を利用する場合の利用料金の額は当該基本利用料金の 50%の額とする
- (14) ハートピアホール、小ホールに付随する形で利用する会議室の基本利用料金は当該基本利用料金の 50%の額とする。
- (15) 利用料金を還付する場合及びその割合は次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 文化の森の管理の都合により文化の森を利用させることができなくなった場合 100%
 - (2) 風水害、火災その他の災害により文化の森を利用させることができなくなった場合 100%
 - (3) 大ホール及びこれに附随する施設の利用の取消しをする場合は、次のとおりとする。

ア 利用日の 6 箇月前までに届け出た場合	100%
イ 利用日の 4 箇月前までに届け出た場合	80%
ウ 利用日の 1 箇月前までに届け出た場合	50%
 - (4) 小ホール、展示交流ホール及びこれらに附随する施設の利用の取り消しをする場合は、次のとおりとする。

ア 利用日の 3 箇月前までに届け出た場合	100%
イ 利用日の 2 箇月前までに届け出た場合	80%
ウ 利用日の 1 箇月前までに届け出た場合	50%
 - (5) 前各号以外の施設の利用の取消しをする場合は、次のとおりとする。

ア 利用日の 2 箇月前までに届け出た場合	100%
イ 利用日の 1 箇月前までに届け出た場合	80%
ウ 利用日の 14 日前までに届け出た場合	50%